

日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務

2. 事業趣旨

日本遺産「葛城修験」は、修験道の開祖とされる役行者が初めて修行を行った修験道の始まりの地であり、大阪府、和歌山県、奈良県の1府2県に跨る巡礼の道である。葛城修験日本遺産活用推進協議会（以下、「協議会」という。）では、本日本遺産の普及・啓発のため、多様な方法でプロモーションを行っているが、本事業では、本日本遺産と親和性の高い登山者やハイカーなどの“山好き”の中で、これまで訴求ができていなかった若年層に向け、各種メディアを活用し葛城修験の魅力を発信するとともに、現地への誘客及び周遊を促すことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務内容

(1) 各種メディアを用いた“山好き”の若年層への情報発信

“山好き”の若年層（20～50代）に対して、葛城修験の魅力を効果的に発信することのできる著名人を起用し、宣伝効果の高いメディア媒体により情報発信を行うこと。発信内容については、葛城修験の構成資産やトレイル、また周辺地域の観光地や飲食施設、宿泊施設などを取り入れ、現地への誘客、周遊を促すようなものとする。なお、発信頻度や内容については、大阪府、和歌山県、奈良県で、同程度行うものものとする。

(2) 現地への誘客及び周遊を促進するキャンペーン

上記若年層が葛城修験の現地を訪れる、また1府2県それぞれのエリアを周遊することを促進するため、魅力のあるインセンティブを用意し効果的なキャンペーンを実施すること。

5. 著作権等

(1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)、所有権等その他の一切の権利は県に帰属するものとし、県は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）

については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(3) 成果物は、協議会が自由に二次使用できるものとする。

6. その他留意事項

(1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

(2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議を行い決定するものとする。